

先進医療技術の施設基準の見直しについて

1. 経緯等

- 先進医療 A の施設基準については、2 年に 1 回の診療報酬改定の度ごとに必要があれば見直しを行うこととしている。
- 平成 24 年度の診療報酬改定における第 2 項先進医療技術の施設基準の見直しについては、先進医療制度の見直しの結果を踏まえ整理を進めることとされている（先－2（参考）参照）。
- 平成 24 年 10 月 1 日より、先進医療専門家会議及び高度医療評価会議を先進医療会議に一本化し、従前の第二項先進医療及び第三項先進医療を先進医療 A 及び先進医療 B に再編したところ。

2. 見直しの概要

- 対象
現時点で、先進医療 A として実施されている各技術（先進医療 B に振り分けられたが、暫定的に先進医療 A として実施している医療技術を含む。）。
- 施設基準の見直し案について
平成 24 年度診療報酬改定時に、先進医療専門家会議の構成員（1 技術につき 3 名）に対して施設基準の見直しについてご検討頂いており、対象技術（54 技術）のうち 4 技術 について施設基準の見直し案を別紙（先－2－2）の通りとりまとめた。
- 新たな施設基準の適用時期
見直し後の新たな施設基準については、平成 25 年 2 月 1 日から適用することとする。

先進医療 A の施設基準の見直し案

告示番号 8 : 陽子線治療	
変更後	変更前
(1) 主として実施する医師に係る基準 〔3〕当該療養について二年以上の経験を有すること、若しくは当該療養について一年以上の経験を有し、加えて放射線治療（4 門以上の照射、運動照射、原体照射又は強度変調放射線治療（IMRT）による体外照射に限る。）による療養について一年以上の経験を有すること。	〔3〕当該療養について二年以上の経験を有すること。

告示番号 15 : 重粒子線治療	
変更後	変更前
(1) 主として実施する医師に係る基準 〔3〕当該療養について二年以上の経験を有すること、若しくは当該療養について一年以上の経験を有し、加えて放射線治療（4 門以上の照射、運動照射、原体照射又は強度変調放射線治療（IMRT）による体外照射に限る。）による療養について一年以上の経験を有すること。	〔3〕当該療養について二年以上の経験を有すること。

告示番号 22 : 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断	
変更後	変更前
(1) 主として実施する医師に係る基準 〔2〕神経内科専門医、臨床遺伝専門医又は精神科専門医（社団法人日本精神神経学会が認定したものをいう。）であること。	〔2〕神経内科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

告示番号 51：腹腔鏡下スリーブ状胃切除術

変更後	変更前
(1) 主として実施する医師に係る基準 〔3〕当該療養について二年以上の経験を有し、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として七例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として二例以上の症例を実施していること、若しくは当該療養について一年以上の経験を有し、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として二例以上の症例を実施していること。	〔3〕当該療養について二年以上の経験を有すること。 〔4〕当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として七例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として二例以上の症例を実施していること。

「告示番号 51:腹腔鏡下スリーブ状胃切除術」の施設基準の見直しに関する意見書

平成25年1月16日

笹子 三津留

- 「腹腔鏡下スリーブ状胃切除術」は、先進医療として承認された時と比較して普及してきており安全性が確認されてきております
- また、短期間に症例を集め、「腹腔鏡下スリーブ状胃切除術」の技術を習得している事例が多く見受けられます。
- 以上から、主として実施する医師について、「経験年数 1 年、経験手術数 10 症例」を現行の基準に付け加えることを提案致します。

以上

先進医療施設基準(要件)一覧表（案）

先　　2　　3
2 5 . 1 . 1 6

No.	告示番号	先進医療名	適応症	Ⅰ. 実施責任医師の要件										Ⅱ. 医療機関の要件																			Ⅲ. その他の要件							
				診療科		資格		当該診療科の経験年数	当該技術の経験年数	当該技術の経験症例数 実施者〔術者〕	当該技術の経験症例数 助手又は術者	その他	実施診療科の医師数	他診療科の医師数	看護配置		その他医療従事者の配置		病床数	診療科	当直体制		緊急手術の実施体制	院内検査	保守管理体制	倫理委員会による審査体制		医療安全管理委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数	その他		頻回の実績報告		その他						
				要件	内容	要件	内容	要件 （〇）年数以上	要件 （〇）年数以上	要件 （〇）例以上	要件 （〇）例以上	内容	要件	内容	要件	内容	要件	看護	要件	内容	要件 （〇）床以上	要件				内容	要件	内容	要件	要件	要件 （〇）症例	内容	要件	（〇）症例	（〇）月間	内容				
1	一	高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術	子宮腺筋症	要	産婦人科又は婦人科	要	産婦人科専門医	要 5	要 3	要 10	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	不要		不要		要	麻酔に従事する医師 臨床工学技士	要 1	要	産婦人科又は婦人科	要		要	要	要	不要		要	要	5		不要					
2	二	膝靱帯再建手術における画像支援ナビゲーション	前十字靱帯損傷又は後十字靱帯損傷	要	整形外科	要	整形外科専門医	要 5	要 1	要 3	要 8	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	不要		不要		要	臨床工学技士	要 1	要	整形外科及び麻酔科	要		要	要	要	不要		要	要	5		不要					
3	三	凍結保存同種組織を用いた外科治療	心臓弁又は血管を移植する手術（組織の凍結保存を同一施設内で行うものに限る。）を行うもの	要	外科、心臓血管外科、小児外科又は泌尿器科	要	外科専門医、心臓血管外科専門医、小児外科専門医又は泌尿器科専門医	要 10	要 5	要 5	要 10	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師3名以上	不要		不要		要	臨床検査技士	要 200	要	外科、心臓血管外科、小児外科又は泌尿器科及び麻酔科	要		要	要	要	要	必要な場合に事前に開催する	要	要	5	日本組織移植学会の認定する組織バンクを有していること	要		6			
4	四	造血器腫瘍細胞における薬剤耐性遺伝子産物P糖蛋白の測定	白血病、悪性リンパ腫又は多発性骨髄腫	要	血液内科又は小児科	要	血液専門医	要 3	要 1	要 1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要		要	病理部門が設置され 病理医1名以上	不要		要	臨床検査技師 薬剤師	不要		要	血液内科又は小児科	不要		不要	不要	要	不要		要	要	1		不要				
5	五	悪性高熱症診断法（スキンドファイバー法）	悪性高熱症が強く疑われるもの（手術が予定されている場合に限る。）	要	麻酔科	要	麻酔科専門医	不要	要 5	要 3	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	不要		不要		不要		不要		要	麻酔科	要		不要	要	要	要	必要な場合に事前に開催する	要	要	3		不要				
6	六	先天性血液凝固異常症の遺伝子診断	アンチトロンビン欠乏症、第Ⅶ因子欠乏症、先天性アンチトロンビンⅢ欠乏症、先天性ヘパリンコファクターⅡ欠乏症又は先天性プラスミノゲン欠乏症	要	血液内科又は小児科	要	血液専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医	要 5	要 1	要 1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要		不要		不要		要	臨床検査技師	不要		要	血液内科又は小児科	不要		不要	不要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること	不要				
7	七	三次元形状解析による体表の形態的診断	頭蓋、顔面又は頸部の変形性疾患	要	形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科	要	形成外科専門医、脳神経外科専門医、小児科専門医、眼科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は口腔外科専門医	要 4	要 1	要 3	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要		不要		不要		不要		不要		要	形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科	不要		不要	不要	要	不要		不要	要	3		不要				
8	八	陽子線治療	限局性固形がん	要	放射線科	要	放射線科専門医	要 10	要 2 （1）	要 5	要 10	・当該技術の経験年数が1年以上の場合は、放射線治療（4門以上の照射、運動照射、原体照射又は強度変調放射線治療（IMRT）による体外照射に限る。）による療養について一年以上の経験を有すること ・症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	不要		不要		要	診療放射線技師	不要		要	放射線科	不要		不要	不要	要	要	必要な場合に事前に開催する	要	要	10		不要				
9	九	成長障害の遺伝子診断	特発性低身長症	要	内科又は小児科	要	内分泌代謝科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医	要 5	要 1	要 1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要		不要		不要		要	臨床検査技師	不要		要	内科又は小児科	不要		不要	不要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること	不要				
10	十	経頸静脈肝内門脈大循環短絡術	内視鏡的治療若しくは薬物治療に抵抗性を有する食道静脈瘤若しくは胃静脈瘤、門脈圧亢進症性胃腸症、難治性腹水又は難治性肝性胸水	要	消化器内科又は消化器外科	要	肝臓専門医	要 5	要 3	要 10	要 15	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	要	消化器外科2名以上	不要		要	臨床工学技士	要 20	要	消化器内科又は消化器外科、麻酔科及び放射線科（当該療養を主として実施する医師が消化器内科の場合、消化器内科、消化器外科、麻酔科及び放射線科）	要		要	要	要	要	必要な場合に事前に開催する	要	要	5		不要					
11	十一	骨髄細胞移植による血管新生療法	閉塞性動脈硬化症又はパージャ－病（従来の治療法に抵抗性的のもので、フォンタン分類Ⅲ度又は同分類Ⅳ度のものに限る。）	要	循環器内科、外科又は心臓血管外科	要	循環器専門医又は心臓血管外科専門医	要 10	要 5	要 5	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	要	輸血部門が設置され 常勤医1名以上	不要		要	専任の細胞培養の担当者	要 200	要	200	要	循環器内科、外科又は心臓血管外科及び麻酔科	要		要	要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	5	細胞培養を実施していること	要	5	6	

先進医療施設基準(要件)一覧表（案）

先　　2　　3
2 5 . 1 . 1 6

No.	告示番号	先進医療名	適応症	Ⅰ. 実施責任医師の要件								Ⅱ. 医療機関の要件																	Ⅲ. その他の要件							
				診療科		資格		当該診療科の経験年数	当該技術の経験年数	当該技術の経験症例数 実施者〔術者〕	当該技術の経験症例数 助手又は術者	その他	実施診療科の医師数		他診療科の医師数		看護配置		その他医療従事者の配置		病床数	診療科	当直体制		緊急手術の実施体制	院内検査	保守管理体制	倫理委員会による審査体制		医療安全管理委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数	その他		頻回の実績報告		その他
				要件	内容	要件	内容	要件 ○年数以上	要件 ○年数以上	要件 ○例以上	要件 ○例以上	内容	要件	内容	要件	内容	要件	看護	要件	内容	要件 ○床以上	要件	内容	要件	内容	要件	要件	要件	要件	要件	要件	○症例	内容	要件	○症例	○月間
12	十二	ミトコンドリア病の遺伝子診断	ミトコンドリア病が強く疑われるもの	要 内科、神経内科又は小児科	要 内分泌代謝科専門医、神経内科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医	要 5	要 1	要 1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要 常勤医師2名以上	不要	不要	要 臨床検査技師	不要	要 内科、神経内科又は小児科	不要	不要	不要	不要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要 ・神経疾患の遺伝子診断ガイドライン2009に準拠した遺伝子診断を実施する体制が必要 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること	不要									
13	十三	神経変性疾患の遺伝子診断	脊髄小脳変性症、家族性筋萎縮性側索硬化症、家族性低カリウム血症性周期性四肢麻痺又はマックリード症候群	要 神経内科又は小児科	要 神経内科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医	要 5	要 1	要 1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要 常勤医師2名以上	不要	不要	要 臨床検査技師	不要	要 神経内科又は小児科	不要	不要	不要	不要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要 ・神経疾患の遺伝子診断ガイドライン2009に準拠した遺伝子診断を実施する体制が必要 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること	不要									
14	十四	難治性眼疾患に対する羊膜移植術	再発翼状片、角膜上皮欠損（角膜移植によるものを含む。）、角膜穿孔、角膜化学腐食、角膜瘢痕、角膜癒着（スティーブンス・ジョンソン症候群、眼類天疱瘡、熱・化学外傷瘢痕その他の重症の瘢痕性角結膜疾患を含む。）、結膜上皮内過形成、結膜腫瘍その他の眼表面疾患	要 眼科	要 眼科専門医	要 5	要 5	要 3	要 6	症例数は効果が認められたものに限る	要 常勤医師3名以上	要 産科医1名以上 輸血部門が設置され常勤医1名以上	不要	要 専任の細胞培養の担当者	不要	要 眼科、産科及び麻酔科	要	要	要	要	要 必要な場合に事前に開催する	要	要	3	細胞培養を実施していること	要	10	6								
15	十五	重粒子線治療	限局性固形がん	要 放射線科	要 放射線科専門医	要 10	要 2 (1)	要 5	要 10	・当該技術の経験年数が1年以上の場合は、放射線治療（4門以上の照射、運動照射、原体照射又は強度変調放射線治療（IMRT）による体外照射に限る。）による療養について一年以上の経験を有すること ・症例数は効果が認められたものに限る	要 常勤医師2名以上	不要	不要	要 診療放射線技師	不要	要 放射線科	不要	不要	不要	不要	不要	要 必要な場合に事前に開催する	要	要	10		不要									
16	十六	硬膜外腔内視鏡による難治性腰下肢痛の治療	腰椎椎間板ヘルニア、腰部脊椎管狭窄症又は腰下肢痛（腰椎手術を実施した後のものであって、保存治療に抵抗性を有するものに限る。）	要 麻酔科又は整形外科	要 麻酔科専門医又は整形外科専門医	要 10	要 3	要 10	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要 常勤医師3名以上	不要	不要	要 臨床工学技士	要 1	要 麻酔科及び整形外科	要	要	要	要	不要		要	要	10		要	10								
17	十七	重症BCG副反応症例における遺伝子診断	BCG副反応又は非定形抗酸菌感染（重症のもの、反復しているもの又は難治であるものに限る。）	要 内科又は小児科	要 感染症専門医又は臨床遺伝専門医	要 5	要 1	要 1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要	不要	不要	要 臨床検査技師	不要	要 内科又は小児科	不要	不要	不要	不要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること	不要									
18	十八	自家液体窒素処理骨移植	骨軟部腫瘍切除後の骨欠損	要 整形外科	要 整形外科専門医	要 5	要 5	要 5	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要 常勤医師3名以上	要 病理部門が設置され病理医1名以上	不要	不要	要 20	要 整形外科	要	要	要	要	要 必要な場合に事前に開催する	要	要	5		要	10	6								
19	十九	マントル細胞リンパ腫の遺伝子診断	マントル細胞リンパ腫	要 血液内科	要 血液専門医	要 3	要 1	要 1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要	要 病理部門が設置され病理医1名以上	不要	要 臨床検査技師	不要	要 血液内科	不要	不要	不要	不要		要	要	1	遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること	不要										
20	二十	抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査	悪性脳腫瘍	要 脳神経外科	要 脳神経外科専門医	要 5	要 1	要 3	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要 常勤医師2名以上	要 病理部門が設置され病理医1名以上	不要	要 薬剤師 臨床検査技師	不要	要 脳神経外科	不要	不要	不要	不要		要	要	3	遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること	不要										

先進医療施設基準(要件)一覧表 (案)

先 - 2 - 3
2 5 . 1 . 1 6

No.	告示番号	先進医療名	適応症	Ⅰ. 実施責任医師の要件										Ⅱ. 医療機関の要件																		Ⅲ. その他の要件										
				診療科	資格		当該診療科の経験年数	当該技術の経験年数	当該技術の経験症例数 実施者〔術者〕	当該技術の経験症例数 助手又は術者	その他	実施診療科の医師数		他診療科の医師数		看護配置		その他医療従事者の配置		病床数		診療科	当直体制		緊急手術の実施体制	院内検査	保守管理体制	倫理委員会による審査体制		医療安全管理委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数	その他		頻回の実績報告		その他						
					要件	内容						要件	内容	要件	()年数以上	要件	()年数以上	要件	()例以上	要件	()例以上		内容	要件				内容	要件			看護	要件	内容	要件		()床上	要件	内容	要件	内容	要件
21	二二一	Q熱診断における血清抗体価測定及び病原体遺伝子検査	Q熱が強く疑われるもの	要	内科又は小児科	要	感染症専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要		不要		要	臨床検査技師	不要		要	内科又は小児科	不要		不要	不要	要	要	1	遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること	不要								
22	二二二	家族性アルツハイマー病の遺伝子診断	家族性アルツハイマー病	要	神経内科又は精神科	要	神経内科専門医、臨床遺伝専門医又は精神科専門医(社団法人日本精神神経学会が認定したものをいう。)	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師が2名以上	不要		不要		要	臨床検査技師	不要		要	神経内科又は精神科	不要		不要	不要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要 ・神経疾患の遺伝子診断ガイドライン2009に準拠した遺伝子診断を実施する体制が必要 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること	不要				
23	二二三	腹腔鏡下膀胱尿管逆流防止術	膀胱尿管逆流症(国際分類グレードVの高度逆流症を除く。)	要	泌尿器科	要	泌尿器科専門医	要	5	要	3	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師が2名以上	要	麻酔科標榜医1名以上	不要		要	臨床工学技士	要	1	要	泌尿器科	要		要	要	5		不要								
24	二二四	泌尿生殖器腫瘍後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術	泌尿生殖器腫瘍(リンパ節転移の場合及び画像によりリンパ節転移が疑われる場合に限る。)	要	泌尿器科	要	泌尿器科専門医	要	5	要	3	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師が2名以上	要	病理部門が設置され病理医1名以上	不要		要	臨床工学技士	要	1	要	泌尿器科及び麻酔科	要		要	要	5		不要								
25	二二五	末梢血幹細胞による血管再生治療	慢性閉塞性動脈硬化症又はバジャー病(重篤な虚血性心疾患又は脳血管障害を有するものを除く。)	要	循環器内科、外科又は心臓血管外科	要	循環器専門医又は心臓血管外科専門医	要	10	要	5	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	要	輸血部門が設置され常勤医1名以上	不要		要	専任の細胞培養の担当者	要	200	要	循環器内科、外科又は心臓血管外科及び麻酔科	要		要	要	5	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	5	細胞培養を実施していること	要	5	6		
26	二二六	末梢血単核球移植による血管再生治療	慢性閉塞性動脈硬化症又はバジャー病(従来の内科的治療及び外科的治療が無効であるものに限り、三年以内に悪性新生物の既往歴を有する者又は未治療の糖尿病性網膜症である者に係るものを除く。)	要	循環器内科又は心臓血管外科	要	循環器専門医又は心臓血管外科専門医	要	10	要	5	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	要	輸血部門が設置され常勤医1名以上	不要		要	専任の細胞培養の担当者	要	200	要	循環器内科又は心臓血管外科及び麻酔科	要		要	要	5	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	5	細胞培養を実施していること	要	5	6		
27	二二七	CYP2C19遺伝子多型検査に基づくテララメドのヘリコバクター・ピロリ除菌療法	ヘリコバクター・ピロリ感染を伴う胃潰瘍又は十二指腸潰瘍	要	消化器内科又は消化器外科	要	消化器病専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要		不要		不要		要	臨床検査技師	不要		要	消化器内科又は消化器外科	不要		不要	不要	要	要	3		不要						
28	二二八	非生体ドナーから採取された同種骨・靱帯組織の凍結保存	骨又は靱帯組織の欠損	要	整形外科	要	整形外科専門医	要	5	要	5	要	3	要	5	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	要	麻酔科標榜医1名以上	不要		不要		不要	1	要	整形外科	要		要	要	5	日本組織移植学会の認定する組織バンクを有していること	要	10	6					
29	二二九	X線CT画像診断に基づく手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手術	難治性根尖性歯周炎(通常の根管治療では効果が認められないものに限る。)	要	歯科	要	歯科保存治療専門医	要	5	要	3	要	5	要	6	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤歯科医師2名以上(うち、歯科保存治療専門医1名以上)	不要		不要		要	看護師又は歯科衛生士1名以上	不要		要	歯科	不要		不要	不要	要	要	10		要	20	6			
30	三三〇	定量的CTを用いた有限要素法による骨強度予測評価	骨粗鬆症、骨変形若しくは骨腫瘍又は骨腫瘍掻爬術後のもの	要	整形外科	要	整形外科専門医	要	6	要	1	要	3	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要		不要		不要		要	診療放射線技師	不要		要	整形外科及び放射線科	不要		不要	不要	要	要	5		不要						
31	三三一	歯周外科治療におけるバイオリジェネレーション法	歯周炎による重度垂直性骨欠損	要	歯科又は歯科口腔外科	要	歯周病専門医又は口腔外科専門医	要	5	要	3	要	5	要	6	症例数は効果が認められたものに限る	不要		不要		不要		要	看護師又は歯科衛生士1名以上	不要		要	歯科又は歯科口腔外科	不要		不要	不要	要	要	10		要	20	6			
32	三三二	セメント固定人工股関節再置換術におけるコンピュータ支援フルオロナビゲーションを用いたセメント除去術	人工股関節再置換術を行う者に係るもの	要	整形外科	要	整形外科専門医	要	5	要	1	要	3	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	不要		不要		不要		要	臨床工学技士	要	20	要	整形外科及び麻酔科	要		要	要	3		不要						
33	三三三	樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法	腫瘍抗原を発現する消化管悪性腫瘍(食道がん、胃がん又は大腸がんに限る。)、原発性若しくは転移性肝がん、膵臓がん、胆道がん、進行再発乳がん又は肺がん	要	血液内科、消化器内科、呼吸器内科、腫瘍内科、呼吸器外科、消化器外科又は乳腺外科	要	血液専門医、消化器病専門医、呼吸器専門医、呼吸器外科専門医、消化器外科専門医、がん薬物療法専門医又は乳腺専門医	不要		要	5	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	要	病理部門が設置され病理医1名以上、輸血部門が設置され常勤医1名以上	不要		要	専任の細胞培養の担当者	不要		要	血液内科、消化器内科、呼吸器内科、腫瘍内科、呼吸器外科、消化器外科又は乳腺外科	要		要	要	15	必要な場合に事前に開催する	要	要	15	細胞培養を実施していること	要	10	6		
34	三三四	自己腫瘍・組織を用いた活性化自己リンパ球移入療法	がん性の胸水若しくは腹水又は進行がん	要	血液内科、消化器内科、呼吸器内科又は消化器外科	要	血液専門医、消化器病専門医、呼吸器専門医又は消化器外科専門医	不要		要	5	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	不要		不要		不要		要	専任の細胞培養の担当者	不要		要	血液内科、消化器内科、呼吸器内科又は消化器外科	要		要	要	15	必要な場合に事前に開催する	要	要	15	細胞培養を実施していること	要	10	6

先進医療施設基準(要件)一覧表（案）

先　　－　　2　－　　3
2 5 . 1 . 1 6

No.	告示番号	先進医療名	適応症	Ⅰ. 実施責任医師の要件										Ⅱ. 医療機関の要件																			Ⅲ. その他の要件					
				診療科		資格		当該診療科の経験年数	当該技術の経験年数	当該技術の経験症例数 実施者〔術者〕	当該技術の経験症例数 助手又は術者	その他	実施診療科の医師数		他診療科の医師数	看護配置		その他医療従事者の配置		病床数	診療科	当直体制	緊急手術の実施体制	院内検査	保守管理体制	倫理委員会による審査体制	医療安全管理委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数	その他	頻回の実績報告		その他						
				要件	内容	要件	内容	要件 （〇年数以上）	要件 （〇年数以上）	要件 （〇例以上）	要件 （〇例以上）	内容	要件	内容	要件	内容	要件	看護	要件	内容	要件 （〇床以上）	要件	内容	要件	内容	要件	要件	要件	要件	審査開催の条件	要件	要件	（〇症例）	内容	要件	（〇症例）	（〇月間）	内容
35	三十五	自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法	がん性の胸水若しくは腹水又は進行がん	要	血液内科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器外科又は消化器外科	不要	要	5	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	不要	不要	不要	要	専任の細胞培養の担当者	不要	要	血液内科、消化器内科、呼吸器内科、呼吸器外科又は消化器外科	要	要	要	要	必要な場合に事前に開催する	要	要	15	細胞培養を実施していること	要	10	6				
36	三十六	EBウイルス感染症迅速診断（リアルタイムPCR法）	EBウイルス感染症（免疫不全のため他の方法による鑑別診断が困難なものに限る。）	要	内科、小児科、外科、小児外科又は泌尿器科	要	総合内科専門医、小児科専門医、外科専門医、小児外科専門医又は泌尿器科専門医	要	3	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	内科、小児科、外科、小児外科又は泌尿器科	不要	不要	不要	要	要	1		不要							
37	三十七	多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	白内障	要	眼科	要	眼科専門医	要	5	要	1	要	10	要	15	症例数は効果が認められたものに限る	不要	不要	不要	要	視能訓練士	不要	要	眼科	不要	不要	不要	不要	不要	10		不要						
38	三十八	フェニルケトン尿症の遺伝子診断	フェニルケトン尿症、高フェニルアラニン血症又はビオプテリン反応性フェニルアラニン水酸化酵素欠損症	要	小児科	要	小児科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	小児科	不要	不要	不要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること	不要					
39	三十九	培養細胞によるライソゾーム病の診断	ライソゾーム病（ムコ多糖症Ⅰ型及びⅡ型、ゴーシェ病、ファブリ病並びにボンベ病を除く。）	要	小児科又は産婦人科	要	小児科専門医、産婦人科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	3	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要	不要	不要	要	専任の細胞培養の担当者	不要	要	小児科又は産婦人科	不要	不要	不要	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要 ・細胞培養を実施していること	不要							
40	四十	腹腔鏡下子宮体がん根治手術	手術進行期分類Ⅰb期までの子宮体がん	要	産婦人科又は婦人科	要	産婦人科専門医	要	5	要	3	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	要	病理部門が設置され病理医1名以上	不要	不要	要	臨床工学技士	要	1	要	産婦人科又は婦人科及び麻酔科	要	要	5		不要						
41	四十一	培養細胞による脂肪酸代謝異常症又は有機酸代謝異常症の診断	脂肪酸代謝異常症又は有機酸代謝異常症	要	小児科又は産婦人科	要	小児科専門医、産婦人科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	3	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要	不要	不要	要	専任の細胞培養の担当者	不要	要	小児科又は産婦人科	不要	不要	不要	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要 ・細胞培養を実施していること	不要							
42	四十二	RET遺伝子診断	甲状腺髄様癌	要	内科、小児科、外科、小児外科又は耳鼻いんこう科	要	総合内科専門医、内分泌代謝科専門医、小児科専門医、小児外科専門医、小児耳鼻咽喉科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	内科、小児科、外科、小児外科又は耳鼻いんこう科	不要	不要	不要	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること	不要							
43	四十三	角膜ジストロフィーの遺伝子解析	角膜ジストロフィー	要	眼科	要	眼科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	眼科	不要	不要	不要	要	要	1	遺伝カウンセリングの実施体制が必要	不要							
44	四十四	光トポグラフィー検査を用いたうつ症状の鑑別診断補助	ICD－10（平成二十一年総務省告示第百七十六号（統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類の名称及び分類表を定める件）の「3」の「(1) 疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表」に規定する分類をいう。）においてF2（統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害）に分類される疾病及びF3（気分（感情）障害）に分類される疾病のいずれかの疾病であることが強く疑われるうつ症状（器質的疾患に起因するものを除く。）	要	精神科又は心療内科	要	精神保健指定医	要	5	要	1	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	神経内科又は脳神経外科において常勤医師1名以上	不要	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	精神科又は心療内科及び神経内科又は脳神経外科	不要	不要	不要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	5		不要		
45	四十五	内視鏡下筋膜下不全穿通枝切離術	下肢慢性静脈不全症（下腿の広範囲の皮膚に色素沈着、硬化若しくは萎縮が起こり、又は潰瘍を有するものであって、超音波検査により穿通枝の血液が逆流していることが確認されるものに限る。）	要	血管外科又は心臓血管外科	要	外科専門医又は心臓血管外科専門医	要	5	要	1	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要	不要	不要	不要	要	臨床工学技士	要	20	要	血管外科又は心臓血管外科	要	要	要	不要	要	要	5		要	5	3		

先進医療施設基準(要件)一覧表（案）

先　　２　　３
　　２５．１．１６

No.	告示番号	先進医療名	適応症	Ⅰ. 実施責任医師の要件								Ⅱ. 医療機関の要件																	Ⅲ. その他の要件											
				診療科		資格		当該診療科の経験年数	当該技術の経験年数	当該技術の経験症例数 実施者〔術者〕	当該技術の経験症例数 助手又は術者	その他	実施診療科の医師数		他診療科の医師数		看護配置		その他医療従事者の配置		病床数	診療科		当直体制		緊急手術の実施体制	院内検査	保守管理体制	倫理委員会による審査体制	医療安全管理委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数	その他		頻回の実績報告		その他				
				要件	内容	要件	内容	要件 ○年数以上	要件 ○年数以上	要件 ○例以上	要件 ○例以上	内容	要件	内容	要件	内容	要件	看護	要件	内容	要件 ○床以上	要件	内容	要件	内容	要件	要件	要件	要件	審査開催の条件	要件	要件	○症例	内容	要件	○症例	○月間	内容		
46	四十六	歯科用CAD・CAMシステムを用いたハイブリッドレジンによる歯冠補綴	小臼歯の重度のう蝕に対して全部被覆冠による歯冠補綴が必要なものの	要	歯科	要	補綴歯科専門医又は歯科保存治療専門医	要	5	要	1	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要	不要	不要	不要	要	歯科衛生士及び歯科技工士1名以上	不要	不要	要	歯科	不要	不要	不要	不要	要	要	5	当該技術に必要な機器を設置していること	要	10	6				
47	四十七	実物大臓器立体モデルによる手術支援	骨盤、四肢骨又は関節に著しい変形又は欠損を伴う疾患又は外傷	要	整形外科	要	整形外科専門医	要	5	要	1	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	不要	不要	不要	要	臨床工学技士	要	20	要	整形外科、麻酔科及び放射線科	要	要	要	不要	要	要	5		不要					
48	四十八	単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染迅速診断(リアルタイムPCR法)	単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染症(免疫不全のため他の方法による鑑別診断が困難なものに限る。)	要	皮膚科	要	皮膚科専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要	不要	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	不要	要	皮膚科	不要	不要	不要	不要	要	要	1		不要						
49	四十九	網膜芽細胞腫の遺伝子診断	網膜芽細胞腫の患者又は遺伝性網膜芽細胞腫の患者の血族に係るもの	要	眼科	要	眼科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要	不要	不要	不要	要	臨床遺伝専門医 臨床検査技師	不要	不要	要	眼科及び小児科	不要	不要	不要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること	要	12				
50	五十	胸腔鏡下動脈管開存症手術	動脈管開存症(最大径が十ミリメートル以下であって、石灰化、感染又は瘤化していない動脈管に係るものに限る。)	要	心臓血管外科	要	心臓血管外科専門医	要	10	要	2	要	10	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	不要	不要	不要	要	臨床工学技士	要	100	要	心臓血管外科、麻酔科及び小児科	要	要	要	不要	要	要	5		要	10	12			
51	五十一	腹腔鏡下スリーブ状胃切除術	BMI(患者の体重をキログラムで表した数値をその者の身長をメートルで表した数値の二乗で除して得た数値をいう。)が三十五以上の肥満症	要	消化器外科	要	消化器外科専門医	要	10	要	2	要	2	要	7	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上 内科において医師1名以上	不要	不要	不要	要	臨床工学技士 管理栄養士	要	20	要	消化器外科、麻酔科及び内科	要	要	要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	5		要	10	
52	五十二	IL28Bの遺伝子診断によるインターフェロン治療効果の予測評価	C型慢性肝炎(インターフェロン・リパビリン併用療法による効果が見込まれるものに限る。)	要	消化器内科又は肝臓内科	要	肝臓専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	不要	不要	不要		不要	不要	不要	不要	不要	要	薬剤師 臨床検査技師	不要	不要	要	消化器内科又は肝臓内科	不要	不要	不要	不要	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること	不要					
	五十二	IL28Bの遺伝子診断によるインターフェロン治療効果の予測評価【委託】	C型慢性肝炎(インターフェロン・リパビリン併用療法による効果が見込まれるものに限る。)	要	消化器内科又は肝臓内科	要	肝臓専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	不要	不要	不要	不要	不要		要	消化器内科医又は肝臓内科医1名以上	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	不要	不要		・遺伝カウンセリングの実施体制が必要 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること	不要					
	五十二	IL28Bの遺伝子診断によるインターフェロン治療効果の予測評価【受託】	C型慢性肝炎(インターフェロン・リパビリン併用療法による効果が見込まれるものに限る。)	要	消化器内科又は肝臓内科	要	肝臓専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	不要	不要	不要		不要	不要	不要	不要	不要	要	薬剤師 臨床検査技師	不要	不要	要	消化器内科又は肝臓内科	不要	不要	不要	不要	要	要	1	・遺伝カウンセリングの実施体制が必要 ・遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること	不要		当該保険医療機関が受託して行った検査の結果について、当該保険医療機関に業務を委託した保険医療機関に対して、臨床的な意義等適切な医学的解釈その他の必要な事項を報告すること			
53	五十三	前眼部三次元画像解析	緑内障、角膜ジストロフィー、角膜白斑、角膜変性、角膜不正乱視、水疱性角膜炎、円錐角膜若しくは水晶体疾患又は角膜移植術後である者に係るもの	要	眼科	要	眼科専門医	要	4	不要		要	10	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	要	眼科	不要	不要	不要	不要	不要	要	10		不要					
54	五十四	有床義歯補綴治療における総合的咬合・咀嚼機能検査	咀嚼機能の回復のために有床義歯補綴が必要な歯の欠損	要	歯科	要	補綴歯科専門医	要	5	要	1	要	5	要	7	症例数は効果が認められたものに限る	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	要	歯科	不要	不要	不要	不要	不要	要	5		不要					

先進医療施設基準(要件)一覧表 (案)

先 - 2 - 3
25.1.16

No.	告示番号	先進医療名	適応症	Ⅰ. 実施責任医師の要件								Ⅱ. 医療機関の要件																	Ⅲ. その他の要件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				診療科		資格		当該診療科の経験年数	当該技術の経験年数	当該技術の経験症例数 実施者〔術者〕	当該技術の経験症例数 助手又は術者	その他	実施診療科の医師数		他診療科の医師数	看護配置		その他医療従事者の配置		病床数		診療科	当直体制	緊急手術の実施体制	院内検査	保守管理体制	倫理委員会による審査体制		医療安全管理委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数		その他		頻回の実績報告		その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				要件	内容	要件	内容	要件 () 年数以上	要件 () 年数以上	要件 () 例以上	要件 () 例以上	内容	要件	内容	要件	内容	要件	看護	要件	内容	要件 () 床以上	要件	内容				要件	内容	要件	要件	要件 () 症例	内容	要件	要件 () 症例	要件 () 月間	内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
55	五十五	急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定	急性リンパ性白血病(ALL)又は非ホジキンリンパ腫(NHL)であって初発時に骨髄浸潤を認めるリンパ芽球性リンパ腫若しくはパーキットリンパ腫	要	小児科又は内科	要	血液専門医	要	5	要	3	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	血液専門医の経験を5年以上有する常勤医師3名以上	不要		要	1名以上(夜勤2名以上)	要	臨床検査技師	要	10	要	小児科	要		要	不要	不要	不要	不要	20		不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	五十五	急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定【委託】	急性リンパ性白血病(ALL)又は非ホジキンリンパ腫(NHL)であって初発時に骨髄浸潤を認めるリンパ芽球性リンパ腫若しくはパーキットリンパ腫	要	小児科又は内科	要	血液専門医	要	5	不要		不要	不要	不要		不要		不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	要	小児科又は内科	不要		要	不要	不要	不要	遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること	不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	五十五	急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定【受託】	急性リンパ性白血病(ALL)又は非ホジキンリンパ腫(NHL)であって初発時に骨髄浸潤を認めるリンパ芽球性リンパ腫若しくはパーキットリンパ腫	要	小児科又は内科	要	血液専門医	要	5	要	3	要	5	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	血液専門医の経験を5年以上有する常勤医師3名以上	不要		要	1名以上(夜勤2名以上)	要	臨床検査技師	要	10	要	小児科	要		要	不要	不要	不要	不要	20		不要	当該保険医療機関が受託して行った検査の結果について、当該保険医療機関に業務を委託した保険医療機関に対して、臨床的な意義等適切な医学的解釈その他の必要な事項を報告すること																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
56	五十六	最小侵襲椎体椎間板搔爬洗浄術	脊椎感染症	要	整形外科	要	整形外科専門医	要	10	要	3	要	3	要	8	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	要	麻酔科標榜医1名以上	要	1名以上(夜勤2名以上)	要	診療放射線技師	要	20	要	整形外科	要	整形外科に従事する医師	要	要	要	要	不要		要	要	5	要	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
57	五十七	短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する脳死ドナーからの小腸移植	短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全(経静脈栄養を要するものであって、経静脈栄養の継続が困難なもの又は困難になることが予測されるものに限る。)	要	小児外科、外科又は移植外科	要	消化器外科専門医又は小児外科専門医	要	5	要	1	要	1	要	2	症例数は効果が認められたものに限る	不要		不要		不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	要	不要	要	要	2	移植関係学会合同委員会において、脳死ドナーからの小腸移植を実施するものとして選定された施設であること	要	5	関係する学会等に対し症例を登録すること																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
58	五十八	多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療	通常の治療に抵抗性を有する難治性皮膚潰瘍(身体の状態により手術による治療が困難な者等に係るものに限る。)	要	外科、形成外科又は皮膚科	要	外科専門医、形成外科専門医又は皮膚科専門医	要	5	要	1	要	1	不要	症例数は効果が認められたものに限る	不要		要	輸血部門が設置され常勤医1名以上	不要		不要	要	臨床工学技士	不要	不要	外科、形成外科又は皮膚科	不要	不要	不要	要	要	要	要	要	要	要	1	無菌室その他無菌実験台等の設備により無菌の状態で作業を行うことができる施設において、無菌化された器具を用いて製剤の処理が行われていること	不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
59	五十九	短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する生体ドナーからの小腸移植	短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全(経静脈栄養を要するものであって、経静脈栄養の継続が困難なもの又は困難になることが予測されるものに限る。)	要	小児外科、外科又は移植外科	要	消化器外科専門医又は小児外科専門医	要	5	要	1	要	1	要	2	症例数は効果が認められたものに限る	不要		不要		不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	要	不要	要	要	2	・移植関係学会合同委員会において、脳死ドナーからの小腸移植を実施するものとして選定された施設であること ・臓器の提供が他から強制されたものでないこと等を複数の第三者(当該移植に関与していない者であって、臓器の提供者の権利を保護する立場にある当該提供者の家族以外のもの)であり、かつ当該保険医療機関の倫理委員会の指名を受けた精神科医等であるものをいう。)が確認すること ・日本移植学会が策定した倫理指針を遵守すること	要	5	関係する学会等に対し症例を登録すること																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
60	六十	自家嗅粘膜移植による脊髄再生治療	脊髄損傷(損傷後六月を経過してもなお下肢が完全な運動麻痺を呈するものに限る。)	要	整形外科又は脳神経外科	要	整形外科専門医又は脳神経外科専門医	要	10	要	3	要	3	不要	症例数は効果が認められたものに限る	要	常勤医師2名以上	要	麻酔科標榜医1名以上	要	1名以上(夜勤2名以上)	要	臨床検査技士	要	20	要	整形外科又は脳神経外科並びに泌尿器科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、病理診断科及び麻酔科	要		要	要	要	要	必要な場合に事前に開催する	要	要	3	要	10	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
61	六十一	デキストラン硫酸を用いた吸着型血漿浄化器を使用した血漿交換療法	先進医療から削除へ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</

先進医療施設基準(要件)一覧表 (案)

先 ー 2 - 3
2 5 . 1 . 1 6

No.	告示番号	先進医療名	適応症	Ⅰ. 実施責任医師の要件								Ⅱ. 医療機関の要件																		Ⅲ. その他の要件														
				診療科		資格		当該診療科の経験年数	当該技術の経験年数	当該技術の経験症例数 実施者〔術者〕	当該技術の経験症例数 助手又は術者	その他	実施診療科の医師数		他診療科の医師数		看護配置		その他医療従事者の配置		病床数	診療科	当直体制		緊急手術の実施体制	院内検査	保守管理体制	倫理委員会による審査体制	医療安全管理委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数	その他		頻回の実績報告		その他									
				要件	内容	要件	内容	要件 ○年数以上	要件 ○年数以上	要件 ○例以上	要件 ○例以上	内容	要件	内容	要件	内容	要件	看護	要件	内容	要件 ○床以上	要件	内容	要件	内容	要件	要件	要件	要件	審査開催の条件	要件	要件	○症例	内容	要件	○症例	○月間	内容						
63	六十三	硬膜外自家血注入療法	脳脊髄液漏出症(起立性頭痛を有する患者に係るものであって、脳脊髄液漏出症の画像診断基準(社団法人日本整形外科学会、社団法人日本脳神経外科学会、一般社団法人日本神経学会、一般社団法人日本頭痛学会、一般社団法人日本脳神経外傷学会、一般社団法人日本脊髄外科学会、一般社団法人日本脊椎脊髄病学会及び日本脊髄障害医学会が認めたものをいう。))に基づき確実であると診断されたものをいう。))	要	神経内科、整形外科、脳神経外科又は麻酔科	不要		要	5	要	1	要	3	要	4	症例数は効果が認められたものに 限る	不要		不要	不要	不要	要	1	要	神経内科、整形外科、脳神経外科又は麻酔科	要			要	要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	3		要	5	6				
64	六十四	食道アカラシア等に対する経口内視鏡的筋層切開術	食道アカラシア、食道びまん性けいれん症等の食道運動機能障害を有するもの(食道の内腔が狭窄しているものに限る。))	要	消化器内科又は消化器外科	要	消化器外科専門医又は消化器内視鏡専門医	要	5	要	1	要	5	要	15	症例数は効果が認められたものに 限る 内視鏡的食道粘膜切開術(早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術に限る。))について二十例以上の症例を実施していること	要	常勤医師3名以上(ただし、当該療養を主として実施する医師が専ら消化器内科に従事している場合には、消化器外科において、医師が配置されていること)	要	麻酔科の常勤医1名以上	不要		不要	不要	要	20	要	消化器内科又は消化器外科及び麻酔科	要			要	要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	10		要	20		3ヶ月に1回報告
65	六十五	MEN1遺伝子診断	多発性内分泌腫瘍症1型(MEN1)が疑われるもの(原発性副甲状腺機能亢進症(pHPT)(多腺症でないもの)にあっては、四十歳以下の患者に係るものに限る。))又は多発性内分泌腫瘍症1型(MEN1)に係る内分泌腫瘍症(当該患者の家族に多発性内分泌腫瘍症1型(MEN1)に係る内分泌腫瘍を発症したものがある場合又は多発性内分泌腫瘍症1型(MEN1)に係る内分泌腫瘍を複数発症している場合に限る。))	不要		要	内分泌代謝科専門医、外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は臨床遺伝専門医	不要		要	1	要	1	不要		症例数は効果が認められたものに 限る	要	常勤医師1名以上	不要		不要	要	臨床検査技師	不要		要	内科又は外科	不要			不要	不要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	1	遺伝カウンセリングの実施体制が必要	不要				
66	六十六	金属代替材料としてガラスファイバーで補強された高強度のコンポジットレジンを用いたユニットブリッジ治療	臼歯部中間欠損(臼歯部のうち一歯が欠損し、その欠損した臼歯に隣接する臼歯を支台歯とするものに限る。))	要	歯科	要	補綴歯科専門医	要	5	要	1	要	5	要	6	症例数は効果が認められたものに 限る	要	常勤歯科医師1名以上	不要		不要	要	歯科衛生士及び歯科技工士1名以上	不要		要	歯科	不要			要	要	不要	不要	要	不要		要	10	6				

先進医療の保険導入(報告)及び施設基準の見直しについて

1. 先進医療の保険導入について (報告)

中央社会保険医療協議会(平成24年1月27日開催)において、
先進医療専門家会議(平成24年1月19日開催)の審議の結果、
保険導入が適切とされた技術について審議が行われ、これらのす
べての技術の保険導入について了承された。(先-4-2)

2. 先進医療の施設基準の見直し

先進医療専門家会議(平成24年1月19日開催)の審議の結果、
平成24年度以降、継続が妥当と判断された54技術の取り扱い(施
設基準、実施計画等)については、現在検討されている先進医療
制度・高度医療制度の見直しの結果を踏まえて整理を進めること
とし、それまでの間、現行の施設基準を継続してはどうか。